

南信州における
民俗芸能継承のための取組方針
～南信州の貴重な資産を未来に継承するために～

平成 28 年 2 月

南信州民俗芸能継承推進協議会

目 次

はじめに	1
第1章 南信州の民俗芸能の現状	
1-1 南信州の民俗芸能に対する評価	2
1-2 南信州の民俗芸能の持つポテンシャル	4
1-3 継承の必要性和危機	6
1-4 継承の危機を回避するために	8
第2章 継承のために参考となる取組事例	
【子どもへの継承・伝承活動】	
2-1 大鹿歌舞伎	10
2-2 伊那の人形芝居 (今田人形・黒田人形・早稲田人形)	10
2-3 新野の盆踊り・雪祭りほか	11
2-4 阿南高等学校郷土芸能同好会	12
【青壮年層による継承活動】	
2-5 遠山の霜月祭	13
2-6 横尾歌舞伎(静岡県浜松市)	13
【外部からの支援受入】	
2-7 天龍村の霜月神楽 (坂部の冬祭り・向方のお潔め祭り・大河内の池大神社例祭)	14
2-8 上村中郷の霜月祭	15
2-9 御園の花祭り(愛知県東栄町)	16

2-10	竹富島の種子取祭（沖縄県竹富町）	17
【継承のための組織の構築】		
2-11	壬生の花田植（広島県北広島町）	17
2-12	浜松市無形民俗文化財保護団体連絡会（静岡県浜松市）	18
【事例研究の成果と課題】		
19		
第3章 民俗芸能を未来に継承するための取組の方向性		
3-1	取組の基本的考え方	20
3-2	方向性及び必要となる取組	21
【情報発信・継承意識の醸成】		
方向性 1	効果的・積極的な情報発信、啓発活動の展開	22
方向性 2	継承意識の醸成の場・発表機会等の提供	23
【人材の確保・育成】		
方向性 3	子どもの体験促進・体験機会の提供	25
方向性 4	青壮年層への働きかけ	26
方向性 5	次世代を担うリーダーの育成	27
【外部支援の受入】		
方向性 6	地区外人材の活用・受入れの促進	27
	(1) 新たな担い手の掘り起こし	28
	(2) 外部支援体制の構築	29
	(3) 地区外支援者の滞在環境の整備	30
方向性 7	企業等による協力体制の構築	31
【その他】		
方向性 8	記録の保存	33
方向性 9	さらに検討すべき事項	34

第4章 推進組織の役割とあり方

- 4-1 協議会活動における委員会及び各地区推進組織の役割…………… 37
- 4-2 継続した取組の必要性和将来的な推進組織のあり方…………… 39

第5章 継承することの意義と今後の活用

- 5-1 民俗芸能継承が担う役割…………… 40
- 5-2 リニア時代への有効活用とその課題…………… 40
- 終わりに…………… 41

巻末資料

- 南信州民俗芸能継承推進協議会設立趣旨…………… 44
- 同 規約…………… 45
- 同 会員・アドバイザー一覧…………… 48
- 民俗芸能継承推進委員会委員一覧…………… 49
- 南信州民俗芸能継承推進協議会・同民俗芸能継承推進委員会
平成27年度活動経過…………… 50

はじめに

南信州（飯田・下伊那地域）は、豊かでありながら時には厳しい自然環境のもと、古より各地の多様な生活文化を尊重しながらも、お互いに繋がりをもつて一体として発展してきました。

その風土や人々の日常生活に根ざす形で、神楽や盆踊り、人形芝居や農村歌舞伎、獅子舞などの多様な民俗芸能が独自の文化として各地で生まれ、先人から脈々と受け継がれてきました。貴重な民俗芸能が今も多く点在するが故に、南信州は「民俗芸能の宝庫」と呼ばれています。

多様な風土と生活文化の上に息づき継承されてきたこれらの民俗芸能は、わが国の農山村文化の原点ともいえ、三遠南信自動車道やリニア中央新幹線の開通をも見据える中で、南信州の“誇り”として将来にわたって、守り、活かすべき貴重な資産です。

また、これら民俗芸能は単なる芸能である以上に、それを継承すること自体がコミュニティの健全な存続を実現してきたという側面もあり、持続可能な地域となるための重要な役割も担っています。

ところが現状は、社会意識や生活環境の変化、少子高齢・人口減少社会の到来により、中山間地におけるコミュニティの弱体化が危惧されており、これら地域に根ざす民俗芸能も後継者の減少や不在から、存続の危機にさらされています。各自治体が、人口減少を緩やかにするための様々な取組を進めていますが、その減少を食い止めるのは容易ではありません。

このような現状の下、後継者の育成と未来への継承のために地域を挙げた取組みを強力に推進するため、南信州の民俗芸能の継承団体、県、市町村、広域連合が手を取り合い、去る平成27年7月1日、「南信州民俗芸能継承推進協議会」を設立しました。以降、推進組織である民俗芸能継承推進委員会で地域全体が推進すべき取組の方向性を検討し、このたび「南信州における民俗芸能継承のための取組方針」として取りまとめました。

この方針に基づき各種取組が協議会のもとより各地区等において積極的に実践され、民俗芸能とそこに育まれる地域の“誇りと活力”が受け継がれて初めて、持続可能な地域が実現するものと確信するものです。

南信州民俗芸能継承推進協議会 会長 片 桐 登

第1章 南信州の民俗芸能の現状

1-1 南信州の民俗芸能に対する評価

南信州には、古より伝承される神楽や盆踊り、人形芝居や農村歌舞伎、獅子舞などの民俗芸能や行事が各地に数多く点在し、「民俗芸能の宝庫」と呼ばれています。

これらの芸能の多くは、置かれている自然環境・風土・生活に根ざしながら人々の生活や信仰の中で固有の文化として生まれ、古より地域や人々の誇りとして脈々と受け継がれてきたものです。

図表 1-1-1 南信州の主な民俗芸能

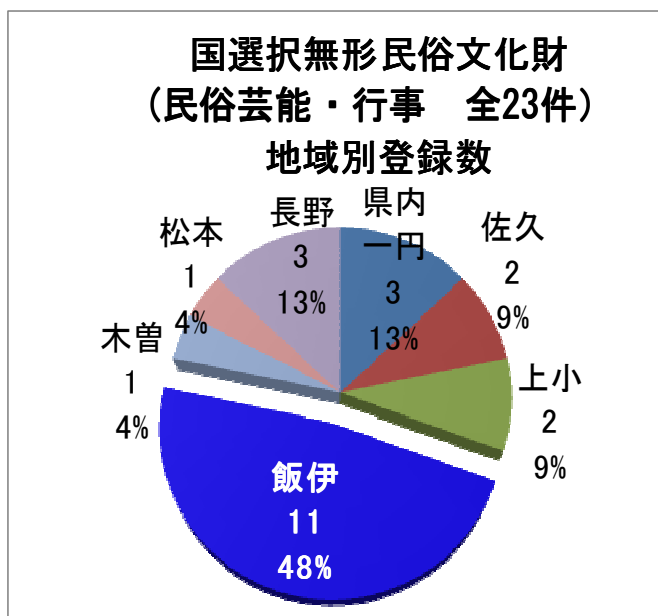
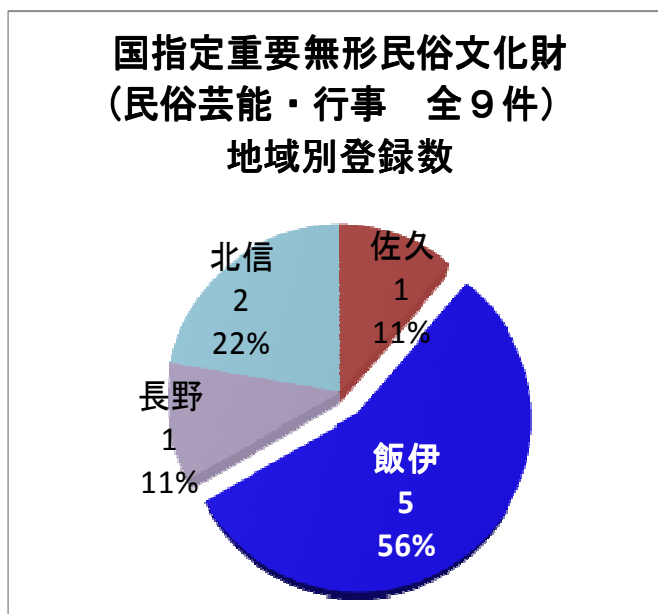
地域	民俗芸能	実施時期	国指定 重要無形 民俗文化財	国選択 無形民俗 文化財	県指定 無形民俗 文化財	県選択 無形民俗 文化財
飯田市	黒田人形・今田人形	4月・10月 ほか		○		○
	遠山の霜月祭 (上村・南信濃)	12月	○	○		
高森町	大島山獅子舞	4月			○	○
阿南町	新野の雪祭り	1月	○	○		
	日吉の御鍬祭り	4月			○	
	深見の祇園祭り	7月				○
	新野の盆踊り	8月	○	○		
	和合の念仏踊り	8月	○	○		
	早稲田人形	8月		○		○
阿智村	清内路の手作り花火	10月			○	
天龍村	天龍村の霜月神楽 (坂部・向方・大河内)	1月	○	○ (坂部 向方)		
	大河内の鹿追い行事	4月		○		
泰阜村	南山の樽木踊り	8月		○	○	
大鹿村	大鹿歌舞伎	5月・10月		○	○	
各地	伊那谷のコト八日行事	2月		○		
	下伊那のかけ踊り	8月		○		

【長野県教育委員会事務局文化財・生涯学習課資料】

南信州の民俗芸能の評価については、これらの多くが、国や県において無形民俗文化財として指定等がなされている事実からも確認することができます。

特に国が保存、継承の必要があるものとして指定した重要無形民俗文化財は、長野県内に9件ありますが、その過半数の5件が当地域の芸能です。また、国が記録の作成・保存が必要としている選択無形民俗文化財をみても、他地域に比べ登録数が突出して多くなっています。

図表 1-1-2 県内の国指定・選択無形民俗文化財の状況



【長野県教育委員会事務局文化財・生涯学習課資料】

一方で、国や県の指定や選択されているもののみが貴重な民俗芸能であるということではありません。南信州にはこのほかにも四季を通じて多種多様な民俗芸能が伝承されており、そのいずれもが地域の誇りとして受け継がれてきた南信州の“貴重な資産”といえます。

さらにそこには、様々な年中行事やそれを営む集落や寺社などの多様な民俗文化が息づいています。それを包含してきた豊かな自然環境も含め、ここ南信州は日本人が培ってきた信仰や観念から衣食住などの生活文化に至るまで“日本の農山村文化の原風景”が凝縮された貴重な地域であり「ニッポンの日本」といえます。

「ニッポンの日本」とは

南信州は、“日本の原風景・日本人の心のふるさと”として多様な素材（豊かな自然・風景、人々の生活、歴史文化など）を持ち、“日本の中にある本当の日本”が残されている地域です。この概念を、グローバルな情報発信の観点から「ニッポン」という表記で現しました。

当地域の魅力を伝え、輝かしい未来を創造するためのキャッチコピーとして、平成20年より南信州広域連合が使用しています。



1-2 南信州の民俗芸能の持つポテンシャル

現在、南信州の将来に大きな影響を与える大プロジェクトである三遠南信自動車道及びリニア中央新幹線の整備が進んでいます。

これら高速交通網の開設は、これまで「陸の孤島」とも称されてきた当地域の交通環境に、中央自動車道の開通以来の革命とも言える変化をもたらします。この機会を地域の将来に最大限有効活用するためには、この地にしかない“魅力”を広く内外に認知してもらい、交流の拡大に結びつけていくことが必要です。

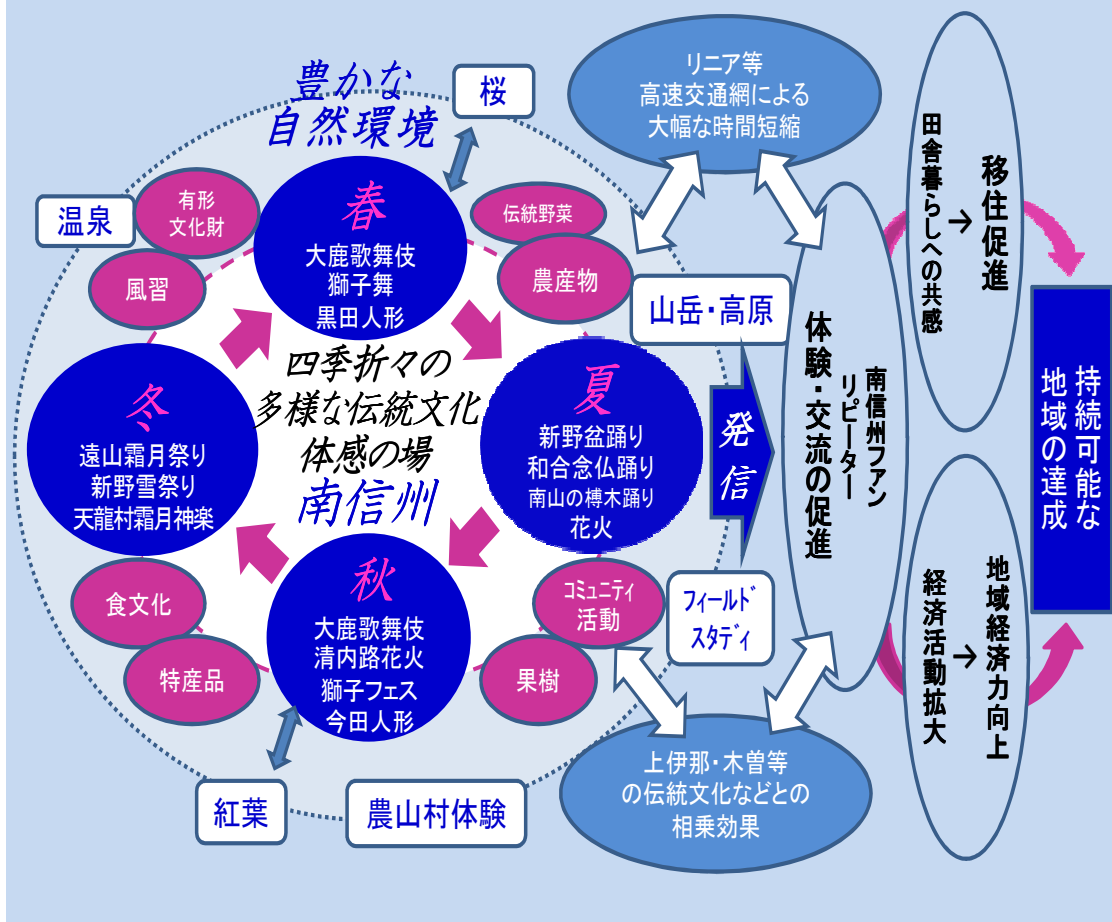
「わが地域の魅力は何か。」との問いに対しては、様々な主体により意見は分かれ、答えは一つではないでしょう。平成26年3月に南信州広域連合が策定した第4次広域計画（基本構想・基本計画）においては、地域住民が考える南信州の魅力を「守るべきもの」として市町村別に整理しています。自然環境、景観、産業、特産品、文化、コミュニティなど多様な項目が挙げられている中

で、注目すべきは多くの市町村において地域の民俗芸能が多数掲げられていることです。つまり、地域住民の多くが共通項として民俗芸能が南信州の“魅力”であると捉えているということです。

当該構想ではこれを受け、今後の地域づくりの5つの方向性の一つに「芸術・文化、教育を活かした地域づくり」を掲げています。南信州が内包する“日本の農山村文化の原風景～日本のニッポン～”は国内のみならず、海外をも引き付け得る“魅力”であり、リニア中央新幹線などの高速交通網の開通をも見据えて当地域が目指すべき未来（以下、リニア時代という。）に向け大いなるポテンシャルを秘めているものと確信します。

図表 1-2-1

民俗芸能の活用による リニア時代の地域づくりのイメージ



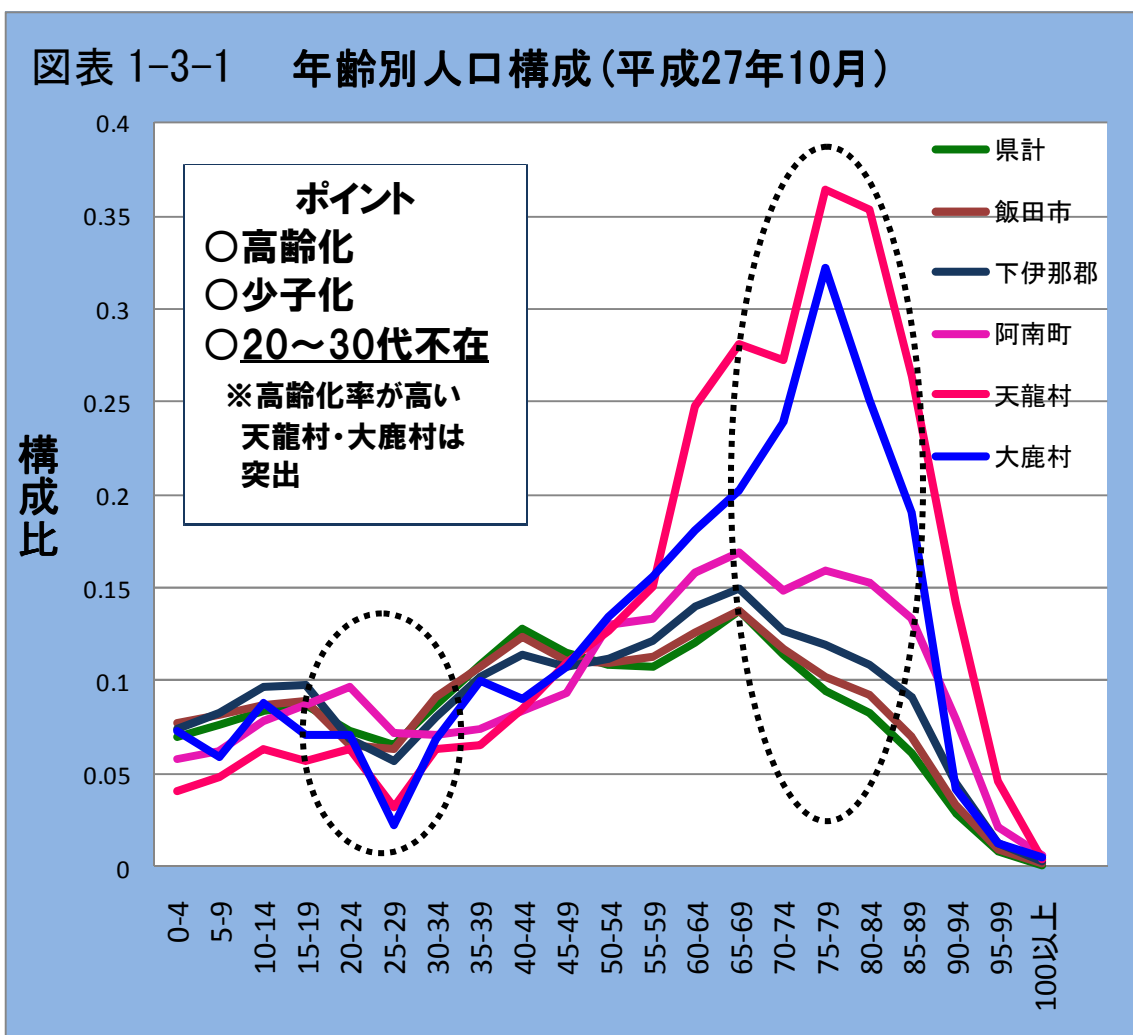
1-3 継承の必要性と危機

各地に伝承されている多種多様な民俗芸能をリニア時代に活かすためには、そのそれぞれを確実に未来に継承していくことが求められます。

ここで大きな課題となるのが、少子高齢・人口減少社会の到来です。

当地域の現状の年齢別人口構成を見ると、飯田市、下伊那郡ともに典型的な少子・高齢社会となっており、特徴的な点は、20代～30代の若者世代が極端に少ないことです。

これは、高等学校卒業後、進学や就職などにより、多くが地元を離れてしまうこと、加えて大学や専門学校等を卒業しても地元に戻る者が少ないことが原因として挙げられます。当地域の中で高齢化率が高い天龍村や大鹿村の状況は、より一層深刻となっています。



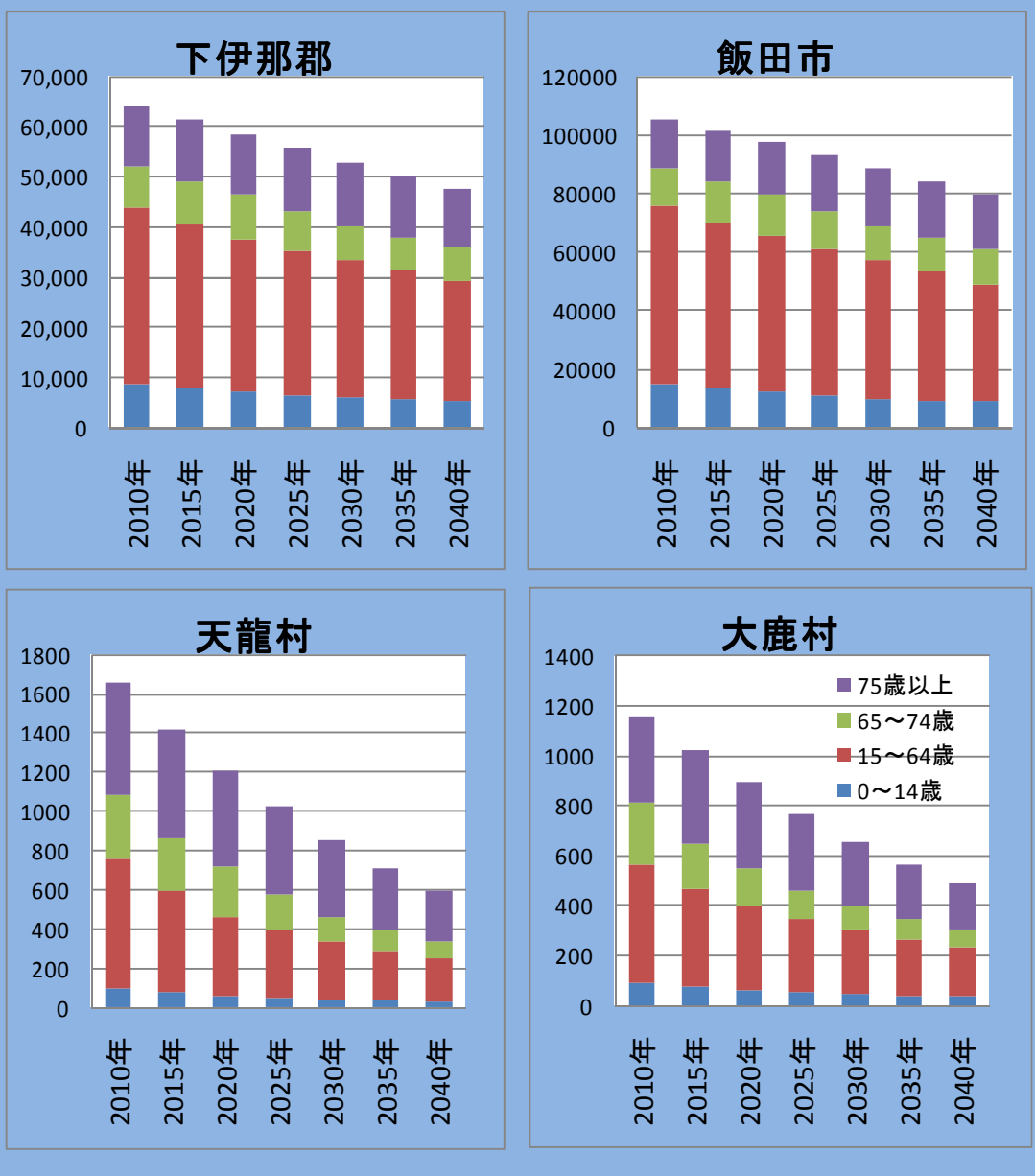
【長野県情報政策課：毎月人口異動調査】

当地域の人口推計を見ると、飯田市・下伊那郡ともに2040年の人口は、2010年の4分の3程度まで減少することが見込まれています。特に高齢化率の高い天龍村、大鹿村では、半分以下にまで激減するとされています。

現在、各自治体において人口減少対策の様々な取組を行っていますが、その速度を鈍化させることはできても、その流れを止めることは非常に困難な状況と言わざるを得ません。

図表 1-3-2

人口推計



【国立社会保障・人口問題研究所：平成25年3月推計】

このような状況の下、地域の担い手となる世代の不在や減少により、特に中山間地の小規模集落においてはコミュニティの存続も危惧されています。加えて生活環境の変化や若者の価値観・嗜好の多様化などもあり、地域コミュニティが主体となって伝承する民俗芸能が継承の危機にあると言えます。

実際にここ数年間のうちに、担い手の不足により民俗芸能を伴う祭りの実施が困難になり、止むを得ず休止や廃止に追い込まれた地区が少なからず生じています。このまま何らかの対応を講じなければ、南信州の“貴重な資産”を失いかねない由々しき状況を迎えています。

1-4 継承の危機を回避するために

これまで多くの地区等で継承者不足という共通の課題を抱きながら、そのための具体的対策は多くが手付かずで、取り組んでいる場合でも、各地区単独のいわゆる“点の取組”であったと言えます。

また、行政もこれまで、これらの芸能が地域コミュニティに根ざす貴重な文化であると認識する一方で、その多くが神社・仏閣などに関する諸行事で住民が主体的に行う宗教的性格のものであることを理由に、開催支援はもとより、担い手確保や育成についても消極的であったと言わざるを得ません。

芸能継承や地域コミュニティ存続の危機が現実となる中、行政は、住民の信仰の世界だけでは語れない地域に根ざす生活文化の保全の必要性を再評価した上で、今こそ積極的支援に転換し、継承のためにいわゆる“面の取組”に本腰を入れなければなりません。

このような視点から、芸能関係者と行政機関が広く協働することにより、地域一丸となって“貴重な資産”である民俗芸能を継承していくため、平成27年7月1日に南信州民俗芸能継承推進協議会（以下、協議会という。）を結成し、各種の取組をスタートさせました。協議会では、平成27年度の1年目の取組として協議会内に設置した民俗芸能継承推進委員会（以下、委員会という。）を推進組織とし、先進的な取組事例の研究やこれらを参考とした事業の試行を通じて今後の協議会事業の展開の方向性を探り、今回ここに「南信州における民俗芸能継承のための取組方針」として取りまとめました。

図表 1-4-1

南信州民俗芸能継承推進協議会の組織概要

①南信州

民俗芸能継承推進協議会 (事務局:南信州広域連合)

※飯伊地域全体の事業推進を総括
(事業計画、予算、決算等)

民俗芸能実施団体
市民団体
南信州広域連合
(総務・文教・消防部会、事務局)
飯伊市町村教委連絡協議会
飯田市美術博物館
県教育委員会
下伊那地方事務所

アドバイザー
(外部学識者5名)

②民俗芸能継承推進委員会

(事務局:南信州広域連合)

※南信州地域が取り組む方向性の議論・提示、
意識醸成事業(先進事例研究・交流会)、県外体
感・講習会の実施、各地区推進組織の取組支援

民俗芸能実施団体、関係市町村、
飯田市美術博物館、県教育委員会、
下伊那地方事務所、南信州広域連合事務局

調整
報告

支援
調整

③地区推進組織(事務局:市町村)

※実情に応じた担い手確保策の検討・試行
(子ども体験、サポート隊等)⇒継続的实践

実施団体、住民組織、市町村 ほか

第2章 継承のために参考となる取組事例

委員会では、協議会事業の今後の方向性を探るにあたり、参考となる先進事例の視察や研究を行いました。

結果として、他地域の先進的な取組のみならず、南信州にも各地区等で見習うべき取組事例が数多くあることが確認されました。

これら実際に行われている取組を、今後の協議会の事業展開に活かすと共に、各地区等においても、実情に応じ、担い手確保・育成のために可能なものは取り込み、新たな対策を実践していくことが求められます。

本章では、これらの取組事例の一部を紹介します。

【子どもへの継承・伝承活動】

2-1 大鹿歌舞伎

農村歌舞伎として全国で最初に国の選択無形民俗文化財とされた「大鹿歌舞伎」においては、子どもたちが歌舞伎を通じて地域を学ぶ取組が行われています。

大鹿中学校では、昭和50年から保存会の協力のもと大鹿歌舞伎クラブで中学生が歌舞伎に取り組んでいます。当初は、クラブ活動としてスタートしましたが、生徒の減少もあり、現在は全生徒が3年間にわたり歌舞伎を学び、毎年一回の公演を立派に演じています。

近年では、この活動が小学校にも広がり、4年生が歌舞伎を学び発表会を開催するまでになっています。



大鹿中学校大鹿歌舞伎クラブの活動

地域の民俗芸能を小・中学校の双方で本格的に学ぶ環境があることで、中学卒業後に保存会へ加入する若者も増えており、担い手確保の着実な成果に繋がっています。

地域と中学校、小学校、教育委員会が一体となり民俗芸能を学ぶ取組は、他地区においても大いに参考になるものです。

2-2 伊那の人形芝居（今田人形・黒田人形・早稲田人形）

国選択無形民俗文化財に指定されている「伊那の人形芝居」は、現在4座で伝承されています。このうち、南信州には「今田人形」（飯田市龍江地区）、「黒田人形」（同上郷地区）、「早稲田人形」（阿南町西條地区）の3つがありますが、

これら3地区でも、小・中学校において人形芝居を通じて地域文化を学ぶ取組が行われています。

各中学校においては、保存会などが支援する形で総合学習やクラブ活動で生徒が人形芝居に取り組んでいます。それぞれの地区の定期公演や、いいだ人形劇フェスタをはじめとする外部公演などへ精力的に出演しており、お互いに刺激を受けながら技術向上に努めています。

さらに「今田人形」と「黒田人形」については、小学校においても総合学習を活用した体験学習が行われており、小学校から中学校にかけて人形芝居に触れる機会が提供されています。

少しずつではありますが、子どもの頃に経験した皆さんが入座する流れも生まれており、将来の担い手確保には、やはり子どもの頃に体験する環境を整えることが、効果的であると言えます。

なお、今田人形に取り組む飯田市立竜峡中学校の取組からは、さらに本格的な芸能の世界での活躍を志し、これまでに2名の子どもが文楽の世界に進んだ実績もあります。



2-3 新野の盆踊り・雪祭りほか

大鹿歌舞伎、人形芝居の事例は、地域や保存会の全面的な協力の下、学校教育の枠の中で進める学習活動ですが、阿南町新野地区では、地域や保存会が主体となり地域行事として「郷土芸能こども教室」を開催しています。

新野地区には、国の重要無形民俗文化財である「新野の盆踊り」や「雪祭り」



のほか、「霜月祭」「御鋏祭」「行人様」といった伝統行事があります。このほか、地域の歴史や文化、自然等を学ぶ場として平成24年5月にスタートしました。現在、お祭りや行事の予定に合わせて、年間を通じて20回ほどの教室が開催されています。

実際の祭りで子どもたちが担う場も用意されており、多くの子どもたちが盆踊りの音頭取りや雪祭りの舞や笛の演奏などで活躍しています。

地区全体で子供に体験させる仕組が構築されており、将来の担い手育成の手法として注目されます。

2-4 長野県阿南高等学校郷土芸能同好会

小・中学生が地域の民俗芸能を学ぶ取組は、前述のほか各地で一定の取組がある一方で、中学卒業後に芸能に触れる機会を探すと、その事例は激減します。

そのような中、平成27年2月に長野県阿南高等学校に発足した郷土芸能同好会の取組が注目されます。音楽の授業で取り組んだ泰阜太鼓がきっかけで郷土芸能に興味を持った生徒たちが集まり、県内で唯一となる郷土芸能クラブの活動に発展しました。

平成27年度の会員は9人で、うち4人が阿南町新野地区、2人が飯田市遠山地区の出身です。彼らは、小・中学校の頃から学校や地元で雪祭りや霜月祭を学習し、実際に参加しており、その経験が今回の同好会の結成に繋がっています。

7月には、滋賀県で開催された全国高等学校総合文化祭（公益社団法人全国高等学校文化連盟主催）に郷土芸能部門の長野県代表として出演し、「新野の雪祭り」の芸能を立派に披露しました。以降、多くの関心が寄せられ、地域内外において様々な形で民俗芸能を披露しています。多くの人に見ていた



だくことが活動の励みとなっており、さらなる活動の拡大が期待されます。

今回彼らが参加した全国高等学校総合文化祭は、平成30年度の長野県での開催が決定しています。これを契機に、より多くの高校生が民俗芸能に触れる機会が創出され、阿南高等学校のような取組が他の高等学校や地域に拡大することを期待するところです。

なお、郷土芸能同好会の会員は、阿南町新野の「霜月祭」「雪祭り」、飯田市の「遠山の霜月祭」に積極的に関わっており、各祭りの後継者として期待されています。

【青壮年層による継承活動】

2-5 遠山の霜月祭

当地域の年齢別人口構成（P 6 図表 1-3-1）では、多くの若者が高等学校卒業後の進学や就職などで県外へ転出する影響で、10代後半から30代前半の割合が極端に低い状況です。

さらに、生活環境や価値観の多様化もあり、民俗芸能に参加する青壮年層が少なくなっており、この世代を如何に民俗芸能に引き込んでいくかが大きな課題です。

そんな中、注目されるのが飯田市南信濃地区の「木沢霜月祭野郎会」の取組です。少子高齢化の影響で、「霜月祭」の技能の伝承に危機感を覚えた若者たちが自ら集まり、平成26年1月から活動をスタートしました。出身者や会の趣旨に賛同した高校生から40代まで30名程のメンバーを中心に、木沢地区で開催される3社の「霜月祭」へ参加しています。

彼らの参加が各地区の祭りに活気をもたらし、今後さらに住民との交流が進めば、多くの担い手の育成に繋がるものと期待されます。



木沢霜月祭野郎会による活動

2-6 横尾歌舞伎（静岡県浜松市）

青壮年層の参加促進の事例としては、静岡県浜松市北区引佐町横尾・白岩地区の「横尾歌舞伎」の取組があります。

横尾歌舞伎は地域住民が約200年間伝承している農村歌舞伎で、地区住民のほとんどの世帯が関わる形で支えています。若い世代の参加が少なく、継承が課題となっていました。



横尾歌舞伎
（計画的な役者育成を实践）

そこで保存会では、近年、青壮年層の育成を計画的に進めるための取組を精力的に展開しています。1年目に脇役、2年目に主役を勤め、3年目は後輩の指導役となり、この3年間で一通りの経験を積み、一人前の役者として育てるという

ものです。若い世代への勧誘も積極的に行い、毎年新たに4人程の人材確保を実現しています。

最近では、若い世代が自分達の希望する演目を保存会に対し提案するなど積極的に歌舞伎に関わるようになり、保存会全体の意欲高揚に繋がっています。

横尾歌舞伎では、このほかにも歌舞伎少年団や少年少女三味線教室による子ども歌舞伎の公演や、伝承のために最新の技術を活用して役者の動きや所作を記録するなど、先進的な取組が行われており、これらの取組はいずれも南信州の民俗芸能の継承にも大いに参考となるものです。

【外部からの支援受入】

2-7 天龍村の霜月神楽

(坂部の冬祭り・向方のお潔め祭り・大河内の池大神社例祭)

国の重要無形民俗文化財の「天龍村の霜月神楽」は、いずれも山間地の小集落（坂部地区・向方地区・大河内地区）に伝承される民俗芸能です。いずれの地区も少子高齢化が進み住民の多くが65歳以上のため、現居住者のみでは祭りはもとより、その他の各種年中行事の実施やコミュニティの維持も危ぶまれる状況の中、それぞれが実情に応じた取組を行っています。

まず、坂部地区が取り組んだのは、地区出身者などへの葉書等による参加の呼びかけです。「坂部の冬祭り」をはじめ行事の多くは神事であるため、従来は、地区の神子（かみこ）のみで行っていましたが、人手不足のため、現在は参加範囲を地区外に暮らす子や孫へ拡大し、地区外居住者も祭りの



の担い手として受け入れています。さらに、平成27年の冬祭りからは、新たに天龍村の地域おこし協力隊員1名を神子として受け入れました。また、地域おこし協力隊のネットワークや地域学習で坂部を訪れた学生などにも輪が広がり、若者たちが祭りを体験しながら可能な範囲で運営を後方支援する活動なども始まっています。

次に、向方地区では、地区内で学校法人が運営する「どんぐり向方学園」の存在が大きくなっています。同校は、廃校となった旧向方小・中学校の校舎を活用し、不登校の生徒などを受け入れる形で平成17年に小・中学校がスター



向方のお潔め祭り
(どんぐり向方学園が参加)

トし、平成 20 年には通信制の高等学校も設置されました。開校から 10 年が経過する中で、地区住民と児童生徒や職員の皆さんとの交流や地域行事への参加も活発に行われるようになり、「向方のお潔め祭り」にも先生方を中心に積極的に参加しています。将来的には、向方を第二の「ふるさと」とする学

園の卒業生が、担い手として活躍することにも期待が広がります。

最後に、大河内地区では、芸能集団「田楽座」との交流が大きな力となっています。「田楽座」は、伊那市を拠点に昭和 39 年から 50 年活動する歌舞劇団で、日本に昔から伝わり、人々の生活の中で生きてきた唄、踊り、太鼓や舞などの民俗芸能を今に伝える集団です。大河内地区では、約 30 年前からこの「田楽座」との交流を続けており、お互いに芸能や舞を学び、支援する関係が構築されました。「大河内の池大神社例祭」には、毎年 10 名程の劇団関係者が手弁当で訪れ、祭りの側面支援をしているほか、一部の団員は、宮人（みょうど）として本祭で舞にも参加しています。いわゆる芸能のプロ集団の支援を受ける形で伝統を受け継ぐという他に例のない希少な事例といえます。



大河内の池大神社例祭
(芸能劇団関係者が支援)

地元には人材がいないうちで、可能な範囲で参加条件を緩和し、人材を外に求めてきたこれら天龍村各地の手法は、他の芸能においても未来へ継承するための方策として大変参考となる取組です。

2-8 上村中郷の霜月祭

人材を外に求める手法として、公募による担い手募集の取組があります。

「遠山の霜月祭」を行っている上村中郷地区でも、平成 23 年から、担い手不足を補うため、公募により祭りの参加者を募集する取組を進めています。「霜月祭」に参加してみたいという人材を募集し、練習から本番まで通しで参加し

てもらふものです。

これまで、開始時に応募した数名のうちの2名が継続して参加しているほか、平成27年は新たに3名の応募者が練習から本祭まで精力的に参加し、地元の皆さんとともに祭の盛り上げに一役を担いました。

こうした外部からの参加希望は多くはないものの、希望者を発掘し交流を継続していけば、側面支援はもちろん将来の担い手として育っていくことも大いに期待されます。



2-9 御園の花祭り(愛知県東栄町)

愛知県奥三河に伝承されている国の重要無形民俗文化財「花祭り」は、南信州と地理的にも近いこともあり、南信州の霜月祭と共通点の多い祭りです。11月から3月にかけて東栄町、豊根村、設楽町の各地区で行われていますが、やはり少子高齢化・人口減少の影響で、存続が課題となっています。その中で、東栄町御園地区では都市部との交流による相互支援関係が構築され、大きな継承の力になっています。

約30年前に始まった交流が縁で、御園の皆さんの支援により昭和62年に東京都東久留米市で「第1回東京花祭り」が開催されました。以降、相互に互いのお祭りを支援する関係が構築され、東京花祭りの皆さんも年間数回にわたり御園地区を訪れ、練習参加や祭の支援を行っています。祭りの人手が不足する中、東久留米の皆さんの参加・支援が大きな力になっています。



また、御園地区では、継承活動を積極的に推進するため、地域住民が主体の「NPO法人御園夢村興し隊」を立ち上げ、廃校となった小学校の校舎を活用した展示施設「花まつりの館」を開設し、入場料収入を得るなど、多くの先進的な取組が進められています。

2-10 竹富島の種子取祭（沖縄県竹富町）

沖縄県八重山諸島の竹富島には「種子取祭」という国の無形民俗文化財があります。やはり課題は人口減少。戦後、多くの住民が生活の場を求めて沖縄本島や都会へ転出してしまい、芸能披露に延べ500人が必要とされる祭りを住民のみでは開催できない危機的な状況がかつてありました。

そこで、隣島の石垣島に居住する島出身で組織する「石垣竹富郷友会」へ支援を求めたところ、愛郷心に富む多くの出身者が参加するようになりました。その後、「沖縄竹富郷友会」、さらに昭和52年の重要無形民俗文化財の指定を契機に「東京竹富郷友会」へとサポートの輪が広がり、現在に至っています。今では、祭りが行われる9～10月は、小さな離島に各地の郷友会やその関係者、観光客など多くの方々が押し寄せる一大行事となっています。

一方で、近年では、これら郷友会などの支援者と地元住民との意識のズレや、



さらに伝統や芸能の真意を理解しない2世、3世の参加などの課題も指摘されています。

こういった意識の差を埋める取組が必要となりますが、出身者による外部からの組織的支援は、継承を考える上で大変重要な手法と考えます。

【継承のための組織の構築】

2-11 壬生の花田植（広島県北広島町）

国の無形民俗文化財「壬生の花田植」は、平成23年にユネスコの無形文化遺産に掲載されたことで世界的に注目されています。

芸能の公演に当たっては、出演団体（田楽団）と別に公演等の行事をサポートする保存会を組織し、地域住民全体で支援する体制となっています。実演団体とは別に、後方支援を行うための組織は、南信州でも大鹿歌舞伎や人形芝居などで行われていますが、「壬生の花田植」では平成26年2月にNPO法人化し、保存・継承と地域振興策としての活用を更に進める取組を行っています。NPO組織の立ち上げ事例は「御園の花祭り」（P16）にも紹介しましたが、そのメリットとしては、保存会の活動が第三者にも見え易くなり活動への理解

が広がること、その結果として資金援助を受けやすくなること、さらに新たな活動展開が図れることです。加えて何よりも参加者自身の継承意識がこれまで以上に高揚させることに繋がると考えます。

また、東広島町では、ユネスコの世界文化遺産への掲載を受け、

「壬生の花田植」の呼称を一部の者が独占する事態を防止する側面に加え、地域ブランドとして活用を図るために商標登録を行いました。併せて地元企業がこの商標を利用した商品を販売することで、保存会へ寄付金が入る仕組みも導入し、民間企業による支援も取り込んでいます。

これらNPO組織による取組や商標による資金確保の仕組みは、共に導入可能な手法であり、南信州でも検討に値するものと考えます。



2-12 浜松市無形民俗文化財保護団体連絡会（静岡県浜松市）

浜松市は、平成17年7月に平成の大合併により旧浜松市ほか12市町村が合併し、新生浜松市としてスタートしました。合併により浜松市は東西52km、南北73kmの広大な面積を持つこととなり、旧浜松市にはなかった「ひよんどり」や「おくない」、「田楽」、「農村歌舞伎」など多くの貴重な民俗芸能を伝承する地域を抱えることとなりました。

この合併を機に、民俗芸能を「浜松市の宝」と位置づける気運が高まり、芸能団体がお互いに集い、交流する場として平成25年に発足したのが「浜松市無形民俗文化財保護団体連絡会」です。

現在、19の芸能団体や保存会が参加し、お互いの課題などの情報交換や相互支援を行うほか、会報発行も行っています。



注目すべきは、当該連絡会は行政主導ではなく、各芸能団体の皆さんの課題意識の高まりにより、団体の皆さんの声掛けにより住民主導で設立されたという点です。実際の活動についても団体主導で行われて

おり、浜松市はあくまで側面支援を行っているのみです。

今後の組織や活動のあり方を長い目で考えるとき、将来的に住民主体の事業展開を視野に考えていくことも必要ではないかと考えます。

【事例研究の成果と課題】

ここに掲げた事例は、数多ある取組の一部であり、その他の地区等における同様の取組やここに掲げていない取組もまだ多くあろうかと思えます。

今回、多くの地区等において担い手の不足や不在という共通の課題を抱える中、実情に応じた様々な取組が実践されている現状を把握することができました。これまで、これらの事例を広く集めて情報共有する場や機会はありませんでしたが、協議会、委員会の活動によりこれらを収集し、ここに一定程度紹介できたことは、大きな成果であると言えます。

なお、これらの事例の多くでは、課題に真摯に向き合い、熱意を持って取り組むリーダーや鍵となる人材の存在が大きいことにも触れておきたいと思えます。

一方で、人材がいない中で特に外部支援を求めた事例においては、受け入れる側と参加する側との意識や認識の違いによる課題も指摘されています。民俗芸能は古くから伝承される過程で変遷してきており、今後も変化していくことは自然の成り行きですが、そこに流れる本質は守っていかねばなりません。受け入れる側は、外の人間に対して、どこまで開放し、変化をどこまで許容していくのか、また、譲れない部分はどこなのかを明確にし、参加する側は、その歴史や伝統、謂れや所作の持つ真意に至るまで十分に理解し、それを尊重する意識が必要です。民俗芸能に受け継がれる本質を違えないためのお互いの努力が求められます。

第3章 民俗芸能を未来に継承するための取組みの方向性

前章において、担い手確保・育成の先進的な取組などについて紹介しましたが、これらの事例を参考にしながら、協議会として南信州を挙げて推進するべき継承策の方向性について検討を加え、以下のとおり取りまとめました。

3-1 取組の基本的な考え方

民俗芸能に携わる多くの方々に共通する姿は、先祖代々受け継いできた伝統ある芸能を守っていかなければいけない責任や重みを感じつつも、その一角を担っていることに誇りを持ち、また、舞うこと、演ずること、参加することに悦びを感じ、何より愉しんでいる点です。正にこれが民俗芸能の“醍醐味”であり、“真の価値”であると考えます。

ともすると民俗芸能の継承を語るとき、我々は責任あるいは義務といった負担感をあおるばかりの議論に陥ってしまっていないでしょうか。負の印象が先行すれば、多くの方々に民俗芸能の本質や魅力を理解いただく前にその機会をみすみす削いでしまうこととなり、結果として、新たな担い手の確保は遠のいてしまいます。

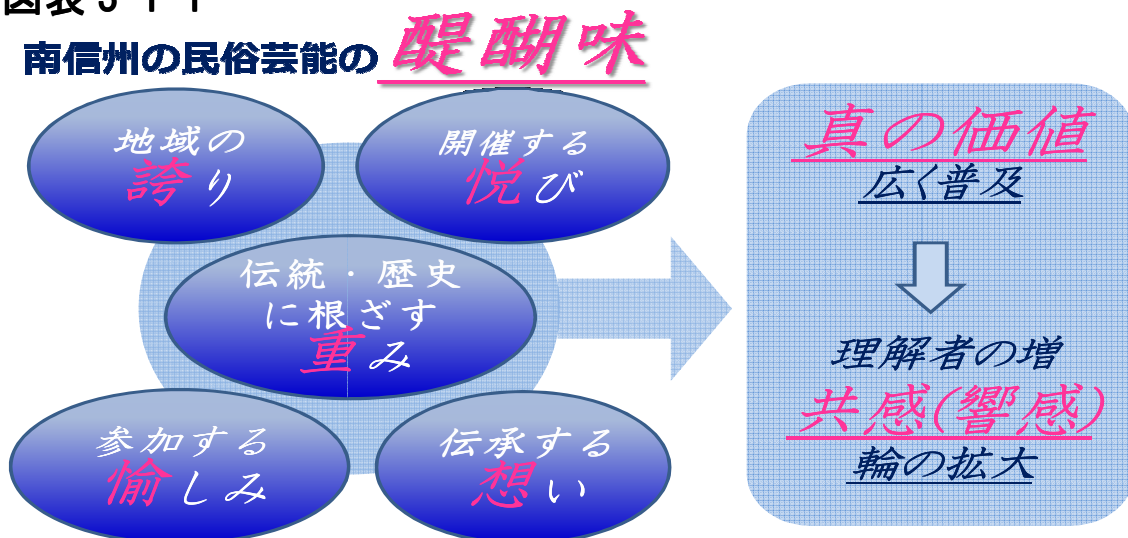
地域住民は地元芸能の“真の価値”をどの程度理解しているのでしょうか。これまで、地域住民に“醍醐味”を伝える我々の努力は十分であったでしょうか。この間に自信を持って「はい」と答えられる状況にはないでしょう。

そこで協議会として“貴重な資産”である民俗芸能を将来に継承していくための基本的な考え方は、民俗芸能の“醍醐味”を“真の価値”として内外に広く伝え、理解者を増やし、共に感じ響き合うことで共感(響感)の輪を広げていくことであると考えます。

民俗芸能継承のための基本的な考え方

「醍醐味(真の価値)の普及と共感(響感)の輪の拡大」

図表 3-1-1

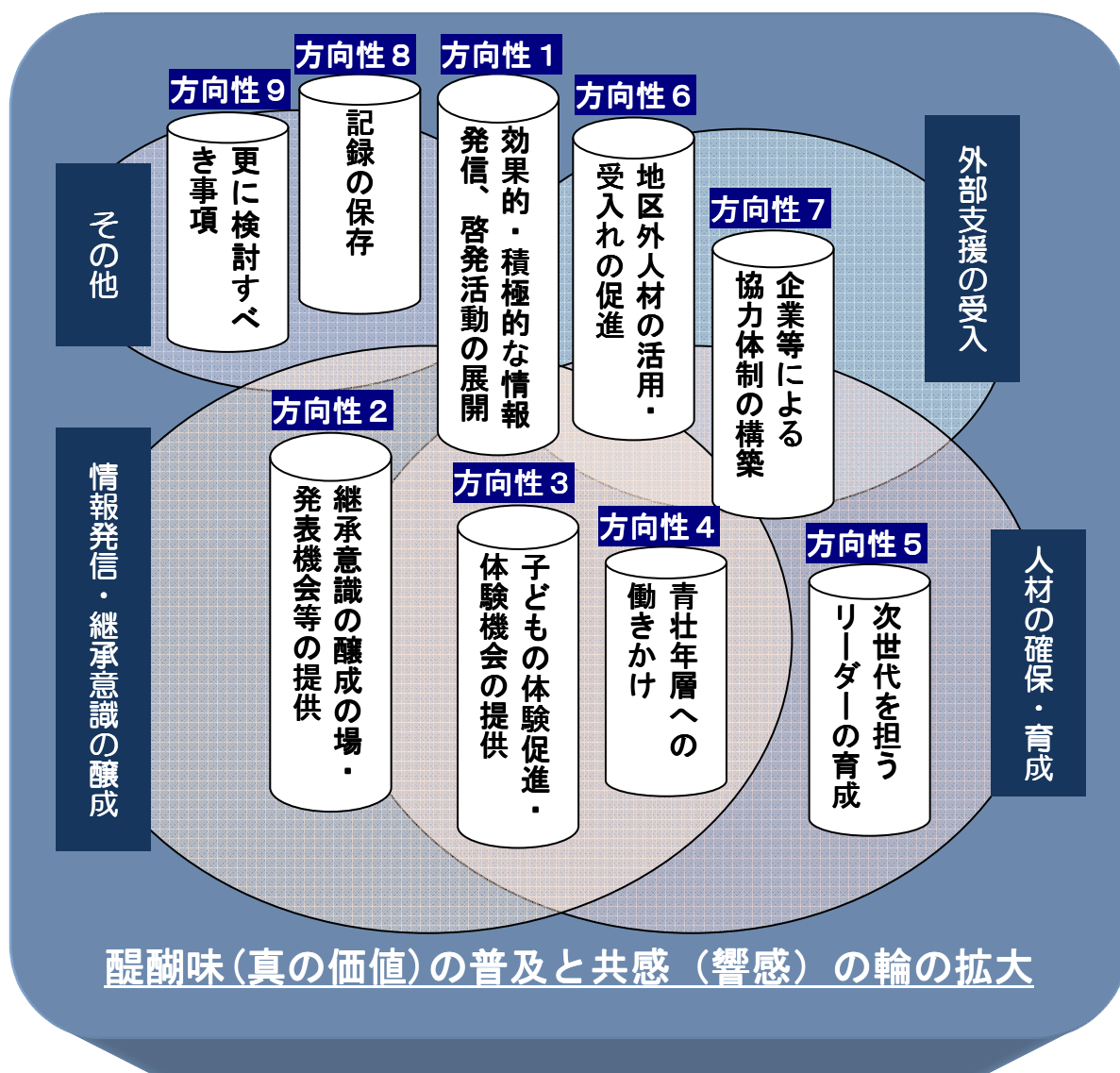


3-2 方向性及び必要となる取組

前述の基本的な考え方を活動の基軸としながら、これを推進するため南信州が一丸となって推進する対策を**方向性1～9**として取りまとめ、その性質から4つの体系に分類しました。広く情報発信や継承意識の醸成を図りながら、人材の確保・育成、外部支援の受入などの具体的な取組を進めていく必要があると考えます。

なお、9つの方向性ごとに**現状・課題**、それに対して**必要となる取組**を整理し、その中で協議会主体による当面の間の重点的推進項目を**重点項目**として位置づけました。

図表 3-2-1 推進すべき9つの方向性



【情報発信・継承意識の醸成】

方向性1 効果的・積極的な情報発信、啓発活動の展開

現状・課題

基本的な考え方に掲げる「醍醐味(真の価値)の普及と共感(響感)の輪の拡大」を推進するには、まず効果的、積極的な情報発信が欠かせません。

これまで、市町村や観光協会などがそれぞれの立場で、祭りや公演の日時、その歴史や謂れ等をパンフレット、チラシ、ホームページ等により来訪者向けに情報提供してきましたが、その対応には濃淡があり、必要な情報が適時的確に提供されていない状況なども見受けられ、全体としてその魅力を十分に伝え切るには至っていません。

南信州の民俗芸能の情報を一元的に管理し、その魅力について機を捉えて広く発信するとともに、その継承の危機を伝える取組が求められます。

必要となる取組

●ウェブサイトの開設 **重点項目**

まず求められるのは、南信州の民俗芸能の情報を一元的に発信するポータル機能であり、何よりまず協議会が運営するウェブサイトの整備が必要不可欠です。

このウェブサイトは、閲覧者が南信州の民俗芸能に“初めて出会う場”であり、基本的な考え方とする“醍醐味(真の価値)の普及と共感(響感)を育む場”です。そのためには、そこに携わる者の“誇り、想い、悦び、愉しみ”を大きく取り上げると共に、その継承の意味を広く知っていただくための情報掲載が求められます。

合わせて、閲覧者がここへアクセスすれば南信州の民俗芸能の情報を全て取得できるというデータベース機能のほか、各種情報へのリンク、SNSや動画配信などのソーシャルメディアと連携した機能を整えることが重要です。各地の民俗芸能ファン、研究者、出身者等に加えて、その背後に広がる人的ネットワークも見据えて情報の拡散を図る取組が求められます。

さらに、このウェブサイトを中核に据えた上で、メールマガジンや協議会報の発行など、様々な情報発信の取組を併せて展開していくことも有効と考えます。

●キャッチフレーズ、シンボルマークの決定・活用 **重点項目**

協議会の活動を南信州全体の取組として広く認知していただくには、キャッチフレーズ・シンボルマーク・キャラクターなどの活用によるイメージ戦略も重要です。

協議会主催の各種事業をはじめ、関係者が日頃から広く活用することで、少しでも多くの皆さんの目に触れる機会を創出し、活動を知っていただくこ

とが必要です。

キャッチフレーズ等の選定・決定にあたっては、その過程も協議会活動の普及の場とするよう、子ども達を含めてアイデアを公募するなどの手法を取り入れることも一案です。

● 記念日の制定、取組月間の設定

民俗芸能の継承意識の高揚を図るには日々の取組も大事ですが、効果的に行うには、時期や日を決めて集中的に啓発活動を展開することも必要です。

そのため、「南信州民俗芸能継承デー」や「南信州民俗芸能継承月間」（いずれも仮称）等を設定し、集中的に催事や啓発活動を展開することも有効です。

方向性2 継承意識の醸成の場・発表機会等の提供

現状・課題

今回、民俗芸能に関係する当事者が一堂に集まるため協議会が設立され、参画者の間では継承の取組に一定の理解が深まるものと期待されますが、それを内部に留めることなく南信州全体、さらにはその周辺部を含め広く住民を巻き込んだ取組として展開を図るために、地域全体の継承意識と継承者のやりがいの高揚が重要であり、それを創出する場の提供が必要です。

必要となる取組

● イベント等による継承意識の醸成とやりがい創出 **重点項目**

協議会活動の紹介、民俗芸能の継承を主題とする記念講演やパネルディスカッション等で構成するシンポジウムを、協議会主催により毎年1回以上開催することにより、地域の継承意識の醸成・高揚を図ります。前述した継承月間の催事として開催することも有効であると考えます。

併せて、民俗芸能の当事者からは「観てくれる人が多いとやりがいに繋がる」との意見も多く、芸能団体の皆さんのやりがいを高めるためには、地域内外の方々に広く観覧いただく場を提供することも必要です。協議会主催による定期的な芸能披露の場を設けるほか、普段交流することの少ない芸能団体同士の交流や意見交換の場を創出し、課題共有の場としていくことも有意義であると考えます。また、民俗芸能に関連する既存の各種催しと連携した取組も効果的です。

平成 27 年度試行「南信州民俗芸能継承フォーラム」

意識醸成とやりがい創出のため「南信州民俗芸能継承フォーラム」を試行実施しました。試行結果の検証を行い、28 年度以降の事業展開に反映します。

日 時：平成 28 年 2 月 21 日（日）

場 所：飯田市鼎文化センター

テーマ：～南信州の宝「民俗芸能」を未来に継承するために～

内 容：アドバイザーによる記念講演

協議会の活動報告と本取組方針の発表、竜峡中学校今田人形座及び阿南高等学校郷土芸能同好会による芸能発表、パネルディスカッションなど





南信州民俗芸能継承フォーラム

(南信州民俗芸能継承推進協議会事業報告・交流会)
～南信州の宝「民俗芸能」を未来に伝承するために～

日時：平成28年2月21日(日) 12:30～17:05 **入場料 無料**

場所：飯田市鼎文化センター

時間＝13:00～13:50
講師＝信州大学地域戦略センター長 笹本 正治さん
演題＝南信州の民俗芸能の魅力とその活用

記念講演

プログラム

- ◆オープニングセレモニー 12:30～12:50
- ◆ビデオメッセージ＝長野県知事 阿部 守一さん
- ◆記念講演 13:00～13:50
- ◆活動報告・芸能発表
 - 1 協議会活動報告・取組方針概要説明 13:55～14:15
 - 2 長野県の取組報告 14:15～14:25
 - 3 芸能発表 14:25～15:15
 - (1)飯田市立竜峡中学校今田人形座
 - (2)長野県阿南高等学校郷土芸能同好会
- ◆パネルディスカッション 15:30～17:00
テーマ＝南信州の宝「民俗芸能」を如何に次世代へ伝承するか
- パネリスト
 - 東京文化財研究所 名誉研究員 星野 勉さん
 - 長野県阿南高等学校 教頭 相馬 良彦さん
 - 新野宮祭り保存会 会長 金田 博博さん
 - 人籠村教育委員会 教育長 大島 博人さん
- コーディネーター
 - 信州大学地域戦略センター長 笹本 正治さん
- ◆エンディングセレモニー＝17:00～17:05

主催＝南信州民俗芸能継承推進協議会 飯田市鼎手町2丁目3番15号 南信州民俗連合会 電話0264-557-101 FAX0265-837185
共催＝長野県・長野県教育委員会、南信州民俗連合会
協賛＝飯田市、飯田町、高森町、阿南町、飯田村、中野村、松川村、大島村、新野宮、青木村、豊田町、大島村、及び各町会・各会

【人材の確保・育成】

方向性3 子どもの体験促進・体験機会の提供

現状・課題

先進事例の研究の結果、子どもの頃の体験が将来の担い手に繋がっている多くの事例が確認されました。こういった子どもの体験機会をできるだけ多く提供していくことが将来への継承の大きな力になるものと確信します。

一方で、高等学校入学を機に、体験できる環境はほとんど無くなってしまいう状況も確認され、高校生以上に継続して体験してもらう機会の創出が求められます。

必要となる取組

●子どもの芸能体験・参加機会の創出 **重点項目**

まず、これまで子ども参加の取組の無い市町村や地区等においては、先進事例を参考に地元教育委員会や小・中学校との連携により、新たな仕組みを検討していくことが必要です。既に一定の活動実績がある場合も、他地区の成功例を参考に拡充を図っていくことが求められます。

協議会としては、各市町村や地区等の取組を後方支援するとともに、これとは別により広範囲の子どもたちの体験促進を図るため「民俗芸能子ども体験会」の開催を進めます。毎回、個別の団体に参加いただきながら年複数回開催し、地元で民俗芸能やその体験機会がない子ども達にも多く参加してもらうことで地元はもちろん将来の居所における芸能参加に繋がっていくものと考えます。

これら体験機会の提供に当たっては、子ども達に如何に民俗芸能を印象づけ、その後の参加の動機付けができるかが重要です。大人から演じる“愉しさ”や“悦び”を伝達し、民俗芸能は“かっこいい”、“自分もやりたい”と思ってもらうための工夫が必要になるでしょう。民俗芸能に参加し演ずることが子ども達の“憧れ”となるような取組ができるかが重要な点となります。

併せて、子どもの行事には必ず保護者が同伴します。子どもと共に、これまで民俗芸能に接点の無い親の世代に働きかけ、親子で巻き込んでいく視点も求められます。

●高校生の芸能体験の推進 **重点項目**

中学校の卒業後の体験機会の激減に対しては、協議会としてまず、立ち上がったばかりの阿南高等学校郷土芸能同好会の活動を支援し、多くの高校生や若い世代の目に触れるよう発表の機会を提供して行くことが求められます。今後、協議会が主催する様々な催しでも、積極的に出演していただくとともに、一般の高校生を集めた催し等も検討していくこととします。

また、長野県教育委員会はこの度「生まれ育った地域を理解し、ふるさと

に誇りと愛情を持ち、地域を大切にすることを育む“信州学”の県立高等学校への導入」を打ち出しました。

南信州の民俗芸能は、地域を学ぶための絶好の素材です。平成30年度に長野県で開催される全国高等学校総合文化祭も見据え、協議会として県教育委員会や各高等学校に対し、南信州の民俗芸能を“信州学”に位置づけた事業展開を呼びかけ、多くの高校生が民俗芸能を学べる環境をつくっていくことも重要です。

方向性 4 青壮年層への働きかけ

現状・課題

当地域の10代後半から30代にかけての青壮年層の比率は極端に低い状況（P6、図表1-3-1参照）にあります。高等学校卒業後、進学や就職により多くが地元を離れてしまうこと、加えて、大学や専門学校等を卒業しても、地元に戻る者が少ないことが原因として挙げられます。

一方で、この世代の民俗芸能への参加が無ければ、継承への不安が付きまとうことになり、如何に青壮年層の参加を担保していくかが大きな課題です。

必要となる取組

●若年層への呼びかけ・働きかけ

この世代の若者が民俗芸能に多く参加することが適えば、民俗芸能の継承は明るいものとなりますが、地元該当者がいない事例では、手紙やメール、SNSなどを活用した呼びかけで転出者と地元とを繋ぎとめる取組が必要です。

奇しくも東日本大震災を契機に若者の価値観に変化が生まれ、ふるさとや人との繋がりを大切にする意識が強まったと言われています。民間政策研究機関による“消滅可能性自治体”などという衝撃的な分析も発表される中、ふるさとの文化や生活を守りたいと考える若者は相当数いると考えます。各市町村や地区等には、高等学校卒業時、盆・正月等の帰省時、成人式開催時などの節目において、若者に対して民俗芸能の“醍醐味”と、地元が求めている“必要な人材”であることを伝える地道な取組が求められます。この呼びかけは転出者に限らず、もちろん地元に残る若者に対しても有効です。

協議会には、そのための呼びかけ方法の提供など必要に応じた支援が求められます。

●若年層の育成

併せて貴重な担い手である若者に、先祖代々受け継がれた風習や技術を伝達していくことも大変重要です。地元を離れている若者であれば、なおさらそれを学ぶ時間に限りがあるため、横尾歌舞伎の事例のように若年層を3年で育成するしくみ（P13）などを参考に、計画的な育成を図ることも必要

です。

方向性 5 次世代を担うリーダーの育成

現状・課題

多くの芸能における保存会や地区の継承活動の中心には、必ず強い信念のもと熱意を持って伝承に取り組むリーダーが存在しています。継承にはこのリーダーの存在が不可欠であり、高齢化が進むリーダーに万が一のことがあれば、これが致命的となり、継承が途切れてしまうことも十分想像されます。将来に渡り継承を実現していくには、常に次の世代のリーダーを見据えた育成が求められます。

必要となる取組

●各地区等における次世代のリーダーの育成

各地区等では、将来の継承を確実なものとするために、青壮年層の育成の延長線として、現リーダーには日頃から次のリーダー候補を予め想定あるいは指名した上で、自らの技能等を伝授し、リーダーとして育成していくことが求められます。

本協議会の会議や行事などにもこれら次世代のリーダーの積極的な参加を促し、他の団体との関係構築を図るなどの取組も有効であると考えます。

協議会として、現リーダーの参加ばかりでなく、次世代のリーダーを育成するための会議や講習会を企画し、次世代リーダー間の相互の交流を図ることも必要です。

●地域全体の芸能に精通する専門家の養成

協議会の活動をより骨太なものとしていくためには、将来的に地域全体の芸能に精通する専門家を増やしていくことが必要です。個別の芸能に限らず、より広い視点で地域の民俗芸能を見渡すことができる人材を育成するため、協議会と飯田市美術博物館等が連携し、各種講座を開講していくことも求められます。

【外部支援の受入】

方向性 6 地区外人材の活用・受入の促進

現状・課題

担い手不足の大きな要因は、地域の若者が減り、地元には人材がいないことです。地元には人材がいない状況下において、芸能を継承していくためには、地区外の力を借りることも選択肢の一つです。

前章に掲載した事例においても、外部支援を受け入れている取組は多くあ

り、各地区の実情に応じて導入して行けば有効な手段であると考えます。

新たな人材を発掘し、現地にいざない、交流を図ることで、新たな担い手確保に繋がれば、継承の大きな力となります。

必要となる取組

(1) 新たな担い手の掘り起こし

● 出身者等への働きかけ 重点項目

民俗芸能は、単なる芸能である以上に、その風土と日常に根ざした生活文化であり、地域生活と一体となって生きるものです。一義的には地域に縁のある者が担っていくことが理想であり、部外者が参加することに抵抗がある地区もあります。そういう意味で、まずは出身者、血縁者、地縁者への呼びかけが有力な手段であると考えられます。今後、各市町村や地区等において出身者等への情報発信と協力要請を精力的に展開することが求められます。

協議会としては、これらの人材発掘のため都市部において、特定の民俗芸能を取り上げ「民俗芸能体感・講習会」を開催し、出身者等を中心にその“醍醐味”と継承の“危機”を伝える活動を展開します。年間複数回開催し、都市部で生活する縁者に、いま一度地元を見つめ直し、その文化継承に協力いただくきっかけとしていきます。

併せて、フィールドスタディで南信州を訪れたり、南信州の民俗芸能を履修科目として設定したりする大学等にも呼びかけ、当地域の文化に興味ある学生などを現地にいざない、実際に芸能体験してもらう取組も進めます。

● 公募による担い手募集

一方で、担い手を外に求める手段として、先進事例で紹介した飯田市上村中郷地区（P15）のように、新たな舞手を公募し一定の成果が出ている地区もあります。多くはないものの希望者は確実に存在しており、公募により広く担い手を求める手法も、各地区等の状況に応じて取り入れていくことも有効です。

平成 27 年度試行「南信州民俗芸能体感・講習会」

天龍村坂部地区に縁のある方々を中心に「坂部の冬祭り」を改めて体感していただき、その“醍醐味”を再認識いただくとともに、継承の危機を伝達し、継承のための支援を求める場として試行開催しました。

南信州の神楽をイメージした食事も味わっていただき、参加された多くの皆さんが貴重な文化を継承する必要性を再認識いただくことができました。本事業を継続して実施していくことが必要であると考えます。

日 時：平成 28 年 2 月 13 日（土）

場 所：銀座NAGANO（東京都中央区）

テーマ：天龍村坂部の豊かな伝統文化を味わう

内 容：坂部の冬祭りの講習会、交流会



(2) 外部支援体制の構築

●南信州民俗芸能応援隊（仮称）の設置 **重点項目**

多くの芸能が神事として行われてきたものであり、そもそも地区外の者が行う類の行事ではありません。そのため、地区によっては外からの支援の受入には抵抗感が大きいものと思われ、地域外の者が始めから神事に関わることは困難であることは明白です。

一方で、芸能の講演や祭りを運営するには、準備から始まり、来訪者の接待、参加者の食事の用意、後片付けなど多くの裏方が必要になります。実際にはこういった付随業務の負担も大きく、外部支援者の役割は、まずはこれら裏方としての業務を担っていただくことだと考えます。これらの業務を通じて様々な場面での地元住民との交流に発展し、お互いの理解が深まればいずれこの中から担い手になる人材が生まれるかもしれません。

協議会としては、これらの個人の支援者を組織化する各地区の取組を支援するほか、長野県が制度化を検討する企業支援を受け入れる形で、地域全体の組織を一本化し、必要に報じて要員を派遣する仕組の構築を目指します。

●外部芸能団体等との相互支援関係の構築

その他、外部からの支援を組織的に受ける方法として、先進事例に紹介した愛知県東栄町御園地区の事例（P16）や天龍村大河内地区の事例（P15）のように、各市町村や地区等において外部の芸能団体(地区)や演劇団体と支援関係を構築していくことも有効であると考えます。

平成 27 年度試行「天龍村坂部地区応援団の設立」

本年度、天龍村の地域興し協力隊が呼びかける形で、坂部地区に縁のある外部の若者が集い、「坂部の冬祭り」を体験しながら運営を支援する応援団「SAKANBE」を立ち上げました。



初年度にもかかわらず 18 人もの若者が集まり、お練りに参加するほか、受付等の業務や食事の準備、来客の接待など裏方支援を行い、祭りの盛り上げに一役買いました。

(3) 地区外支援者の滞在環境の整備

●滞在施設・仕組等の整備

各市町村や地区等において、遠隔地から支援者を受け入れるにあたっては、その期間中に支援者が滞在する宿泊所が必要です。近隣に宿泊施設が所在する地域においては問題ありませんが、多くの場合その確保が課題です。

新たに宿泊施設を営業することは現実的でないため、集会所等の解放や各地区に多くある空き家の活用、民泊の活用などによる対応が考えられます。

例えば、空き家を利用しシェアハウスのような施設とすれば、民俗芸能の開催時に限らず地域を訪れる交流者の宿泊所として年間を通じた活用も可能となり、地域の大きな課題となっている空き家の有効活用で交流人口拡大に繋げることも期待できます。

地区外支援者の受入を推進するにあたっては、併せて宿泊環境をどのように確保するかについて各市町村や地区等で十分検討することが求められます。

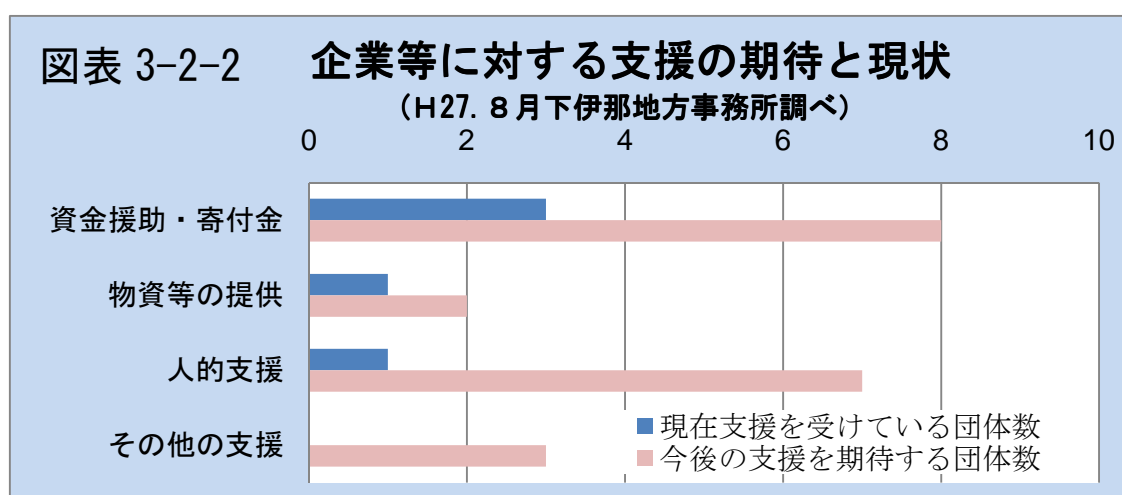
方向性 7 企業等による協力体制の構築

現状・課題

民俗芸能を継承するための取組を、南信州一丸の取組として推進していくためには、広く一般に理解を広げていくことが必要であり、そのためには、広く企業の協力を得ていくことが不可欠です。

平成 28 年 8 月に、下伊那地方事務所が各芸能団体等に対し現状の企業支援の受入状況を調査したところ、企業支援に対する期待がある一方で、実際にはほとんど支援を受けられていない状況が判明しました。

民俗芸能の継承に、如何に企業支援を受け入れていくかが重要な点となります。



必要となる取組

●企業理解の促進・協力要請 **重点項目**

現在の就業形態の状況を反映し、民俗芸能の参加者の多くは一般企業等の従業員です。芸能の講演や祭りの実施の際には、準備から片付けに至るまで一定の日数が必要となり、多くの参加者が休暇を取得しなければなりません。しかし、休暇が取れないために参加できない場合や、参加できても一部日程に限られてしまう場合が多く、そのために人材が不足している実態もあります。

まずは協議会が経済団体や企業等に対して呼びかける形で、経営者や従業員の皆さんに、南信州の民俗芸能の“醍醐味”を再認識いただくとともに、参加者が休暇を取りやすい環境を整えるなど、多くの企業に民俗芸能の継承に理解と協力を求める活動を推進することが求められます。

なお、行政機関が、率先して職員の参加に取り組むことは言うまでもありません。

●南信州民俗芸能パートナー企業制度（仮称）による相互支援関係の構築

重点項目

民俗芸能の継承に民間企業の支援を取り込むため、長野県が民俗芸能の継承活動に協力的な企業等を登録し、広く一般に周知する「南信州民俗芸能継承パートナー企業制度（仮称）」の構築を検討しています。

協議会と個別企業等の中で支援協定を締結することで、県がその企業等を「パートナー企業」として登録するとともに、地域貢献企業として広く周知を図るものです。企業側も「パートナー企業」であることを広く告知でき、企業の社会貢献が社会的地位の高さとされる中で、一定の需要が見込めるものと考えます。

協議会としてはこの制度と連携し、協議会活動への企業支援と参加を推進するとともに、各地区等からの要請に応じて個別地区とパートナー企業の支援関係構築を仲介するなどの役割が想定されます。

図表 3-2-3
南信州民俗芸能パートナー企業制度（仮称）の考え方



【その他】

方向性 8 記録の保存

現状・課題

民俗芸能は時代と共に変化するものであり、始まった当時のそのままの姿で現在も寸分変わらず行われているものとは限りません。また、その変化は地域の歴史そのものの反映でもあり、その移り変わりの経過にも大きな意義があります。

一方で、その儀式や立ち振る舞いや決まりごとには必ず意味が込められており、この真意を解さず上辺だけで所作のみを伝承してしまうと、世代を追うごとに芸能の真意が歪められたものに変化してしまう恐れがあります。

こういった事態を防ぐには、芸能の歴史や謂れや様々な所作に至るまで、そこに込められた真意を含め現在の有様を映像や文章により克明に記録しておくことが大切です。

これら記録により民俗芸能の本質が明確にされれば継承者の誇りや意識の高揚にも繋がり、体的にその真価や意義を伝えることも容易になります。また、新たな担い手を受け入れるにあたって、その真義を伝える手段として活用できるほか、各種事情による変更を迫られた際にどこまでを許容するのかの判断基準とすることも可能です。

現在、これらの記録が飯田市美術博物館を中心に進められつつありますが未だ未整備の場合が多く、継承の危機が迫る中、早急な記録保存が求められます。

必要となる取組

●現状等の詳細調査と記録の推進 **重点項目**

南信州広域連合は、民俗芸能とそれを取り巻く民俗文化などの記録の整備事業を本格的にスタートさせました。まず第1弾として、平成27～28年度の2年間は、飯田市美術博物館と協力して「雪祭り」を伝承する阿南町新野地区を取り上げ、「雪祭り」や年中行事などの実態調査や聞き取り調査を行い文字（報告書）と映像（DVD）による記録に取り組みます。以後も順次、他地区の記録保存に継続して取り組む予定です。

こういった記録が整備されることで、万が一ある地区の民俗芸能が途切れる事態に陥った場合にも、心ある住民らが将来復活を模索するための最低限の担保として望みを繋げることにもなります。また、先に述べた「醍醐味（真の価値）の普及と共感（響感）の拡大」を図るための様々な場面での有効な活用が可能となります。協議会としてこの記録事業に全面的に協力し、推進を図ります。

方向性 9 さらに検討すべき事項

現状・課題

協議会活動を将来にわたり継続し、さらに南信州の民俗芸能を広く活かした取組を展開していくために、必要な事項等について継続した検討が求められます。

必要となる取組

●協議会活動継続のための独自財源の確保 **重点項目**

今回立ち上がった協議会が、ここに示した各種取組を継続して展開していくには、事業経費が必要となります。活動が軌道に乗るまでの間(平成 29 年度まで)は、長野県からの助成による活動が可能となっていますが、それ以降の活動経費については、白紙の状況です。

方向性 7 で掲げた「南信州民俗芸能パートナー企業制度(仮称)」(P 32) による企業からの資金援助や、一般からの寄付の受入、参加団体からの負担金徴収など独自財源の確保策の検討が必要となります。

●商標等の活用

独自財源の確保策として、先進事例で紹介したとおり壬生の花田植えが導入している商標による収入確保 (P 18) も有力な手段です。

地域の合意形成を得た上で、協議会が南信州の民俗芸能に関しする商標登録を行い、これを活用する企業等から利用料を徴収する仕組みを構築できれば、一定の財源を得ることが可能であり、検討する価値は大きいものと考えます。

方向性 1 (P 22) で掲げたキャッチフレーズやシンボルマークの活用と繋げることで、より大きな効果が期待できます。

地域一丸となり協議会や各地区等が今後取り組むべき方向性について一覽で整理すると**図表 3-2-4** のとおりです。

なお、各方向性における**必要となる取組**については、主な事業主体についても整理しました。

協議会として重点項目を中心に精力的な事業展開を図ると共に、各地区等においても地域の実情に応じて可能な取組を推進していくことが求められます。

図表 3-2-4 南信州全体で推進すべき9つの方向性

体系	方向性	必要となる取組	協議会 重点項目			主な事業主体 (●:主導、○:協力)	
			協議会	協議会	協議会	市町村 地区 芸術団体	協議会
【情報発信・継承意識の醸成】	方向性1 効果的・積極的な情報発信、啓発活動の展開	●ウェブサイトの開設	○	●	○		
		・南信州の伝統芸能の情報を一元的に発信するポータル機能、データベース機能、各種情報へのリンク					
		・SNS・動画配信などのソーシャルメディアとの連携による民俗芸能ファン、研究者、出身者などその人的ネットワークへの情報の拡散					
	●キャッチフレーズ、シンボルマークの決定・活用	○	●	○			
・南信州全体の取組として広く認知いただく手段としてキャッチフレーズやシンボルマーク、キャラクターなどの活用							
・子ども達を含めアイデアを公募するなどの手法による選定・決定の過程の採用							
●記念日の制定、取組月間の設定	○	●	○				
・時期や日を決めた集中的な啓発活動の展開							
・南信州民俗芸能継承デーや南信州民俗芸能継承月間（いずれも仮称）の設定等による集中的なイベントや啓発活動の展開							
方向性2 継承意識の醸成の場・発表機会等の提供	●イベント等による継承意識の醸成とやりがい創出	○	●	○			
・協議会活動の紹介、民俗芸能の継承をテーマとする記念講演、パネルディスカッション等で構成するシンポジウムの開催							
・定期的な芸能披露の場、芸能団体同士の交流や意見交換による課題共有の場の設定、既存の催しとの連携							
【人材の確保・育成】	方向性3 子どもの体験促進・体験機会の提供	●子どもの芸能体験・参加機会の創出	○	●	○	●	
		・地元教育委員会や小・中学校の協力を得ながら、子ども体験や参加の仕組の創設・充実					
	・広範囲の子どもたちを対象とする体験講座「民俗芸能子ども体感会」の開催						
	・演じる“楽しさ”や“喜び”の伝達、子ども達の“あこがれ”とする講座内容の検討						
	●高校生の芸能体験の推進	○	●	○			
・“阿南高等学校郷土芸能同好会”の活動支援、積極的な出演機会の創出、一般の高校生を対象とする催し等の検討							
・平成30年度の全国高等学校総合文化祭の県内開催も見据え、民俗芸能を“信州学”に位置づけた取組を県教育委員会や各高等学校に呼びかけ							
方向性4 若年層への働きかけ	●若年層への呼びかけ・働きかけ	○	●		●		
・手紙、メール、SNSなどを活用した呼びかけなど転出者を地元へ繋ぎとめる取組の展開							
・高等学校卒業時、帰省時、成人式などの節目における民俗芸能の“醍醐味”と地元が必要とする人材であることの伝達							
●若年層の育成	○	●		●			
・若者に風習や技術を伝達するための計画的な育成計画の検討・実践							
方向性5 次世代を担うリーダーの育成	●各地区等における次世代のリーダーの育成	○	●	○	●		
・次世代のリーダー候補を想定した現リーダーによる育成、伝授							
・次世代のリーダーを育成するための会議や講習会の開催、次世代リーダー間の相互交流の促進							
●地域全体の芸能に精通する専門家の養成	○	●		●			
・より広い視点で地域の民俗芸能を見渡すことができる人材育成、飯田市美術館等と連携した各種講座の開催							

体系	方向性	必要となる取組	協議会 重点項目	主な事業主体 (●:主導、○:協力)	
				協議会	市町村 地区 芸能団体
【外部支援の受入】	方向性6 地区外人材の活用・受入の促進				
	(1) 新たな担い手の掘り起こし				
	● 出身者等への働きかけ				
		・出身者、血縁者、地縁者などへの情報発信と協力要請の精力的な展開	○		●
		・都市部居住の出身者や地域の文化に興味ある学生など対象とする「芸能体感・講習会」の開催による“醍醐味”と継承の“危機”の伝達		●	○
	● 公募による担い手募集				
		・実情に応じて公募等による広く担い手を求める方策の検討		○	●
	(2) 外部支援体制の構築				
	● 南信州民俗芸能応援隊の設置				
		・周辺支援を行う外部支援者による「応援隊」の組織化	○	○	●
	・支援企業との連携等による地域全体で組織する「南信州民俗芸能応援隊(仮称)」の設置、必要に応じ要員派遣する仕組の構築	●		○	
● 外部芸能団体等との相互支援関係の構築					
	・外部の芸能団体(地区)等との支援関係の構築			●	
(3) 地区外支援者の潜在環境の整備					
● 滞在施設・仕組等の整備					
	・遠隔地からの支援者受入のための宿泊環境(集会所等の解放、空き家の活用、民泊の導入等)を検討		○	●	
【外部支援の受入】	方向性7 企業等による協力体制の構築				
	● 企業理解の促進・協力要請				
		・芸能参加者の休暇を取りやすい環境など、企業に対する民俗芸能継承への理解と協力を求める活動の推進	○	●	
● 南信州民俗芸能パートナー企業制度(仮称)による相互支援関係の構築					
	・長野県が検討する「南信州民俗芸能継承パートナー企業制度(仮称)」との連携による継承活動への企業参加・支援、各地区等からの要請に応じたパートナー企業との支援関係構築の推進	○	●	○	
【その他】	方向性8 記録の保存				
	● 現状等の詳細調査と記録の推進				
		・芸能の真意や本質の継承や断絶時を想定した担保、魅力伝達の手段としての記録保存の推進(南信州広域連合が進める記録保存事業と連携)	○	●	○
	方向性9 さらに検討すべき事項				
	● 協議会活動継続のための独自財源の確保				
	・長野県が検討する「南信州民俗芸能パートナー企業制度(仮称)」による企業からの資金援助、一般からの寄付の受入、参加団体からの負担金徴収など独自財源の確保策の検討	○	●		
● 商標等の活用					
	・キャッチフレーズやシンボルマークなどの商標登録による利用料収入等の検討		●		

第4章 推進組織の役割とあり方

4-1 協議会活動における委員会及び各地区推進組織の役割

今回、「取組方針」に示した方向性には、協議会が主体となり地域全体を巻き込んで推進すべき取組に加え、各市町村や地区等で主体的に実施すべき取組も含まれています。民俗芸能の意義や形態、保存・継承や担い手確保のあり方に対する意識は、各民俗芸能の実態により様々であり、ひとまとめにして論じるべきものではありません。

我々は、それぞれの民俗芸能が有する価値観や多様性を尊重し、民俗芸能団体や地区住民の主体的な判断を基本としなければなりません。結果として、地区間で判断が異なることも当然であり、地域全体の取組を進める上では、この点に十分な留意が必要です。

併せて、我々がこれから進めようとしている民俗芸能の継承活動は、受け継がれてきたしきたりや意義などの守るべき本質を尊重しながら、環境に応じた変化を受容し、必要に応じて新しい試みを取り入れていくものです。継承意識の醸成や外部支援の受入のみならずその有効活用に至るまで、今後も受け継ぐものと新たに試みるものどこかに均衡点を見極めていく必要があります。

図表 4-1-1

見極めるべき均衡点(例)

今後も受け継ぐもの	項目	新たに試みるもの
守るべき本質 (しきたり・真意など)	民俗芸能のあり方	環境に応じた変化の受容
責任・義務の伝達	継承意識の醸成	悦び・愉しみの発信
出身者・血縁者等に限定	外部支援の受入	広く理解者を受容
日常生活・コミュニティ活動としての側面	有効活用	交流(観光)資産としての側面

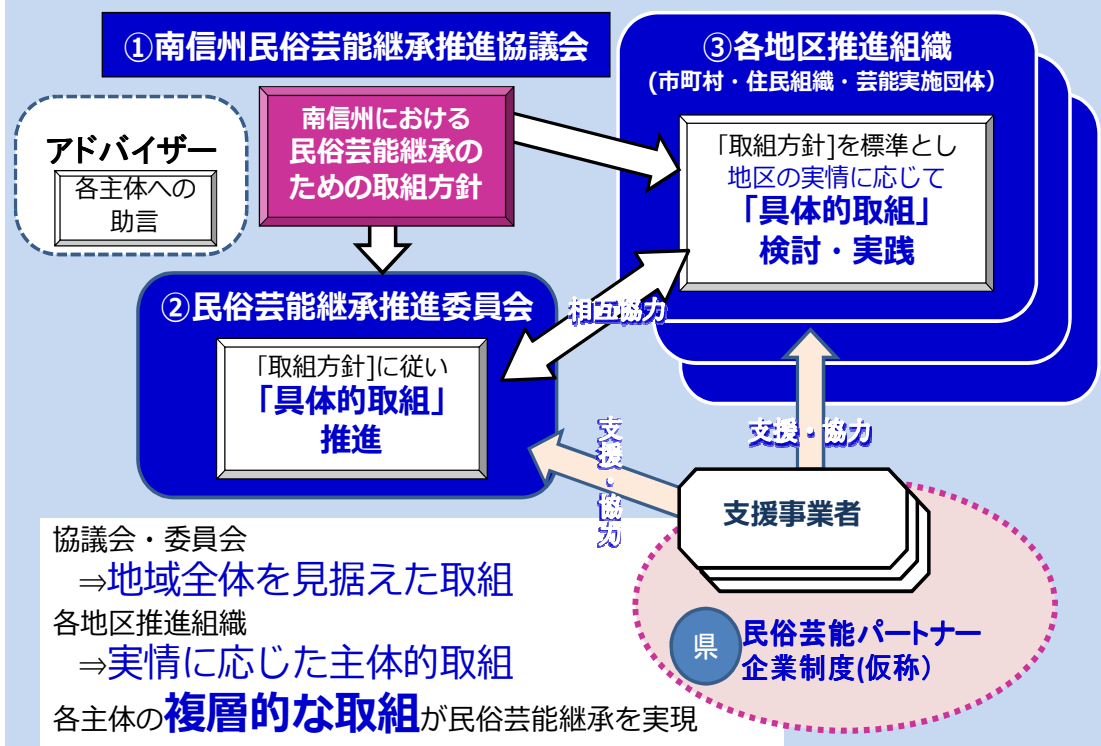
その上で、各地区等が主体性を持ち、実情に応じて前述の**方向性1～9**などを参考に、可能な取組を組み合わせる人材の確保と育成に努めていくことが大切であり、それぞれの地区単位での民俗芸能団体、地区住民、行政などの関係者の連携・協働が求められます。

そのため協議会では、内部組織として全体の推進役である委員会のほか、各地区等における具体策の検討や実践を担う地区推進組織の設置を想定しており、委員会がこれを支援することとしています（P 9、図表 1-4-1 参照）。

各市町村や各地区等には、この地区推進組織の立上げによる積極的な取組が求められます。協議会の目的達成のためには、民俗芸能団体、行政機関など関係するすべての者の連携・協働の上に、地区推進組織と委員会による複層的な推進体制を整え、地域を挙げた取組を展開していくことが必要です。

図表 4-1-2

協議会・委員会と地区推進組織の役割



4－2 継続した取組の必要性と将来的な推進組織のあり方

今回立ち上がった協議会の取組は、短期間で成果が上がるものではなく、10年後、20年後を見据えて息の長い地道な活動が求められます。県が支援する3年間限りで終了してしまっただけでは目的の達成は叶わないでしょう。

効果的で息の長い事業展開を図るためにも、県の支援期間終了を見据え、その後の事業対象の範囲や組織のあり方、さらに継続のための財源確保の方策などについて、先進事例でも挙げた組織のNPO法人化や民間主導による事業展開等も含め検討していく必要があります。

第5章 継承することの意義と今後の活用

5-1 民俗芸能の継承が担う役割

我々が民俗芸能をなぜ継承しなければならないのかについては、冒頭でも述べたとおり、まず第一点として、当地域にとって民俗芸能が他の地域には無い当地域の“誇るべきもの”であり、リニア時代の地域づくりに活かすべき“貴重な資産”であるという点です。

一方で、小規模集落にとって小さくない負担にも関わらずこれまで多くの民俗芸能が伝承されてきた事実は、その存在自体が住民の結束を強固なものとし、コミュニティ存続の原動力になってきた側面をも伝えています。コミュニティの維持が民俗芸能の継承に不可欠な一方で、民俗芸能の存在がコミュニティの活力でもあり、そこには相互補完の関係があるといえます。つまり、民俗芸能の継承は、中山間小規模集落のコミュニティを今後も維持していくために必要な条件でもあります。

我々は南信州の民俗芸能が持つ、新たな地域づくりを開拓するための資産としての役割と、古から続く地域コミュニティを将来に繋ぐ結び目としての役割の二面性を認識した上で、その「醍醐味（真の価値）の普及と共感（響感）の輪の拡大」を推進する必要があります。

5-2 リニア時代への有効活用とその課題

“貴重な資産”である南信州の民俗芸能を継承していく先には、これをいかに地域づくりに取り込み、活用していくかという視点が求められます。未来に活用していくには南信州の民俗芸能を、それを取り巻く自然環境や衣食住などの生活文化と共に、内外の誰もが認める“地域ブランド”として育成し、発信し、交流人口拡大に繋げていく戦略的取組が必要になります。

一方で、交流人口拡大の方向に対しては、民俗芸能が単なる娯楽ではなく、その風土や日常生活の上に成り立つ生活文化であることに留意が必要です。豊かな自然や人の営みの全てが融合し育まれてきた南信州の“日本の農山村文化の原風景～日本のニッポン～”としての魅力を活かさなければなりません。単なる観光としてではなく、地域固有の、そして日本の“伝統文化の学びの場”として広く発信し、それを目的に訪れる人々をどのようにして迎え入れていくのかという視点が求められます。

なお、今回の「取組方針」の主眼は継承策の提示であるため、将来への活用のあり方には検討が及んでいません。効果的な活用策についても今後地域全体で議論していくことが求められます。

終 わ り に

民俗芸能を伝承する現場の状況は様々であり、その継承に対する危機感や不安の程度にも違いがありますが、ひとつ言えることはいずれの芸能も手をこまねいていれば、遅かれ早かれ近い将来に継承の危機を迎える可能性は極めて高いということです。

我々は今回、協議会を立ち上げ、関係者の共通認識の下に継承のための活動の一步を踏み出すことができました。ここに取りまとめた「取組方針」に基づき協議会による積極的な事業展開が図られることに加え、各主体がそれぞれの立場でその趣旨を十分にくみ取り、実情に応じた積極的な取組を展開されることが何より求められます。

これら地道な取組の成果により、“南信州の民俗芸能”が10年後、20年後に着実に受け継がれ、その魅力が広く普及し、さらにはリニア時代における地域づくりの中核として大いに活用されることを願うところです。

なお、今回の「取組方針」は、さらに検討していくべき事項を含んでいるほか、今後の事業進捗に応じて随時見直しを図っていくことが必要であり状況に応じてより良いものに改定していくことが求められます。

卷 末 資 料

○南信州民俗芸能継承推進協議会設立趣旨

南信州民俗芸能継承推進協議会 設立趣旨

南信州(飯田・下伊那)地域は、古より伝承される神楽や盆踊り、人形芝居や農村歌舞伎、獅子舞などの民俗芸能が各地に数多く点在し、「民俗芸能の宝庫」と呼ばれる。その多くは、豊かでありながら時には厳しい自然環境のもと、その風土や人々の日常生活に根ざす独自の文化として生まれ、先人から脈々と受け継がれ今に至ったものである。

わが国の農山村文化の原点とも言えるこれら民俗芸能は、リニア中央新幹線整備や三遠南信自動車道の開通をも見据える中で、南信州の誇りとして将来にわたり、守り活かすべき貴重な資産である。

一方、社会意識、生活環境の変化や少子高齢化・人口減少により、中山間地におけるコミュニティの弱体化が危惧される中で、地域に根ざす民俗芸能も後継者の不在から、存続の危機にさらされている。

今こそ、地域の民俗芸能に関わる多くの者が集い、後継者の育成と、未来への継承に取り組むときである。

民俗芸能が将来にわたり継続され、地域の誇りとその営みが守られれば、これが活力となり、当地域が目指す定住促進の流れにも繋がるものである。つまり民俗芸能の継承は、単なる芸能の継承である以上に、地域文化やコミュニティの維持・活性化に欠かせない存在であり、南信州地域における地方創生を実現させる重要な鍵となるものである。

よってここに、南信州地域の総意によって民俗芸能継承の取組を推進すべく、「南信州民俗芸能継承推進協議会」を設立する。

平成 27 年 7 月 1 日

発 起 人

伊那谷民俗芸能団体連絡協議会長(大鹿歌舞伎保存会顧問)片桐	登
南信州広域連合総務・文教・消防部会長(平谷村長)	小池 正充
飯伊市町村教育委員会連絡協議会長(飯田市教育委員長)	小林 正佳
長野県下伊那地方事務所長	有賀 秀敏

○南信州民俗芸能継承推進協議会規約

南信州民俗芸能継承推進協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、南信州民俗芸能継承推進協議会（以下「本協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、将来に向けて南信州が誇る民俗芸能の維持・継承を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本協議会は、前条の目的達成のため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 民俗芸能の維持・継承に関する事業
- (2) 民俗芸能の後継者育成に関する事業
- (3) 前各号に掲げるもののほか、本協議会の目的達成に必要な事業

(構成)

第4条 本協議会は、次に掲げる組織をもって組織する。

- (1) 伊那谷民俗芸能団体連絡協議会
- (2) 民俗芸能関連住民団体
- (3) 南信州広域連合（総務・文教・消防部会）
- (4) 飯伊市町村教育委員会連絡協議会
- (5) 飯田市美術博物館
- (6) 長野県教育委員会
- (7) 長野県下伊那地方事務所
- (8) 前各号に掲げるもののほか、本協議会の目的の趣旨に賛同する者

(役員)

第5条 本協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監 事 1名

2 会長は、会員の互選により選出する。

3 副会長は及び監事は、会長が任命する。

(任期)

第6条 役員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第7条 会長は、本協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 監事は、会計を監査する。

(アドバイザー)

第8条 本協議会にアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、総会において会長が推挙する。

3 アドバイザーは、学術的観点から本協議会へアドバイスをを行う。

(委員会)

第9条 第3条各号に掲げる事業について、取組みの方向性を検討し具体的な事業の推進を担う組織として、民俗芸能継承推進委員会(以下、「委員会」という。)を置く。

2 委員会の委員は、会長が任命する。

3 委員会に次の者を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 委員長代理 1名

4 委員長は、委員の互選により選出する。

5 委員長代理は、委員長が指名する。

(地区推進組織)

第10条 第3条各号に掲げる事業について、各民俗芸能継承の具体的な取組みを実践する組織として、必要に応じ地区推進組織を置くことができる。

(会議)

第11条 本協議会の会議は、総会、委員会及び地区推進組織とする。

2 総会は、本協議会の最高意思決定機関として、会長が招集し、議長を務める。

3 委員会は、会長の命を受け、会務の企画立案に当たる。

4 地区推進組織は、前条に規定するところにより、地域の実情に応じた取組を検討、実践する。

(事務局)

第12条 本協議会の事務局は、南信州広域連合に置く。ただし、第10条に定める地区推進組

織の事務局は原則として当該市町村に置く。

(経費)

第13条 本協議会の経費は、当面の間、長野県からの補助金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第14条 本協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(補則)

第15条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成27年7月1日から施行する。

(設立年度の特例)

2 本協議会の設立年度における会計は、第14条の規定にかかわらず、平成27年7月1日に始まり平成28年3月31日に終わる。

○南信州民俗芸能継承推進協議会会員・アドバイザー一覧

南信州民俗芸能継承推進協議会 会員一覧

区分	役員	所属・役職	氏名
民俗芸能 団体	◎	伊那谷民俗芸能団体連絡協議会会長 大鹿歌舞伎保存会顧問	片桐 登
	△	伊那谷民俗芸能団体連絡協議会副会長 黒田人形保存会長	高田 正男
住民団体		柳田國男記念伊那民俗学研究所事務局長	松上 清志
		南信州文化財の会代表	吉澤 健
		南信州交流の輪代表	関 京子
行政機関	○	平谷村長 広域連合総務・文教・消防部会長 阿南町新野雪祭等資産化事業実行委員会副委員長	小池 正充
		松川町長 広域連合総務・文教・消防部会	深津 徹
		阿南町長 広域連合総務・文教・消防部会 阿南町新野雪祭等資産化事業実行委員会委員長	勝野 一成
		天龍村長 広域連合総務・文教・消防部会	大平 巖
		飯伊市町村教育委員会連絡協議会会長 (飯田市教育委員長)	小林 正佳
		飯田市美術博物館副館長	飯島 剛
		長野県教育委員会事務局文化財・生涯学習課長	高橋 功
		長野県下伊那地方事務所長	有賀 秀敏
		南信州広域連合事務局長	渡邊 嘉藏

◎＝会長、○＝副会長、△＝監事

南信州民俗芸能継承推進協議会 アドバイザー一覧

アドバイザー グループ (学識経験者)	國學院大學教授	小川 直之
	元長野県文化財保護審議会会長	笹本 正治
	文化庁伝統文化課主任文化財調査官	宮田 繁幸
	柳田國男記念伊那民俗学研究所所長	福田 アジオ
	元東京国立文化研究所芸能部長 東京文化財研究所名誉研究員	星野 紘

○民俗芸能継承推進委員会委員一覧

南信州民俗芸能継承推進委員会委員一覧

区分	所属(役職)	委員会役職	氏名
民俗芸能 団体	伊那谷民俗芸能団体連絡協議会会長 大鹿歌舞伎保存会顧問		片桐 登
	伊那谷民俗芸能団体連絡協議会副会長 黒田人形保存会長		高田 正男
	遠山霜月祭保存会長		鎌倉 直衛
	和合念仏踊り保存会長		平松 三武
	坂部の冬祭り 大森山諏訪社氏子総代	委員長	関 福盛
	新野雪祭り保存会長		金田 昭徳
行政	飯田市教育委員会事務局 生涯学習・スポーツ課 文化財担当課長		松下 徹
	高森町教育委員会事務局 事務局長		本島 憲
	阿南町振興課 課長補佐 農業商工係長		佐々木 弘
	阿智村教育委員会事務局社会教育係 主事 阿智村協働活動推進課		中里 信之
	天龍村教育委員会 教育長		竹田 順次
	泰阜村教育委員会 教育長		木下 忠彦
	喬木村教育委員会 事務局長		鞍馬 淳
	大鹿村教育委員会事務局 事務局長	委員長代理	北村 尚幸
	飯田市美術博物館学芸係長		櫻井 弘人
	長野県南信教育事務所飯田事務所長		福與 雅寿
	長野県下伊那地方事務所地域政策課長		今井 達哉
南信州広域連合事務局 次長		塚平 裕	

○南信州民俗芸能継承推進協議会・同民俗芸能継承推進委員会 平成27年度活動経過

南信州民俗芸能継承推進協議会・同民俗芸能継承推進委員会開催経過

日時	会議・事業など	内容等
H27.7.1	南信州民俗芸能継承推進協議会 設立総会 (飯田市美術博物館講堂)	規約決定、役員・アドバイザー・委員会委員選任、 H27年度事業計画・予算
	第1回民俗芸能継承推進委員会 (飯田市美術博物館講堂)	委員長・委員長代理選任、委員会スケジュール、 取組方針・事業展開検討の方向性(たたき台) ほか
H27.8.4	第2回民俗芸能継承推進委員会 (飯田市美術博物館講堂)	子どもの体験促進の方向性ほか
H27.9.24	第3回民俗芸能継承推進委員会 (阿南町農村文化伝承センター)	外部人材の活用の方向性 ほか
H27.10.23	第4回民俗芸能継承推進委員会 (高森町民俗歴史資料館)	企業サポートのあり方、担い手人材の掘り起こし、 受入れ環境の整備 ほか
H27.10.28～29	先進事例研究 (愛知県東栄町、愛知県浜松市)	花祭り、横尾歌舞伎、川名のひよんどり、浜松市 ほか
H27.11.26	第5回民俗芸能継承推進委員会 (飯田市上村コミュニティセンター)	企業サポートのあり方、その他の方向性 ほか
H27.12.4	先進事例研究 (東京文化財研究所)	無形民俗文化財研究協議会 (壬生の花田植、竹富島の種子取祭 ほか)
	アドバイザーとの意見交換 (ホテルルポール麹町)	取組方針骨子
H27.12.24	第6回民俗芸能継承推進委員会 (長野県飯田合同庁舎講堂)	取組方針骨子
H28.1.29	第7回民俗芸能継承推進委員会 (飯田市美術博物館講堂)	取組方針
H28.2.13	南信州民俗芸能体感・講習会 (銀座 NAGANO)	天龍村坂部の伝統文化の体感
H28.2.21	南信州民俗芸能継承推進協議会 (飯田市鼎文化センター)	取組方針
	南信州民俗芸能継承フォーラム (飯田市鼎文化センター)	記念講演、事業報告、芸能発表、パネルディスカッション
H28.3.20	伝統芸能子ども体感会 (飯田市役所)	お練祭り体験

